

エルセラーン1%クラブ規約

第1条 (名称)

この団体は「エルセラーン1%クラブ」(以下1%クラブと称する)とする。

第2条 (目的)

1%クラブは、発展途上国の子どもたちの教育支援を行う国際ボランティアを主な目的とする。災害時の緊急支援などにも参画し、内外の福祉課題にも取り組む。被災したエルセラーンメンバーへの支援も検討し、必要と認められる場合は支援する。ボランティアの充実につながる、会員のビジネス活動に資する企画・立案も行う。

第3条 (会員)

会員は、ボランティアキャプテン、パートナー等をもって構成する。

第4条 (役員)

1%クラブには代表、副代表、事務局長を置く。事務局には会計、渉外、広報担当を置く。代表には、原則として社長が就く。副代表は理事会で互選し、総会で承認を得る。役員は原則として、代表が選任し、総会で承認を得る。

第5条 (総会)

リーダーキャプテン会やフェスティバルの機会をとらえて、1%クラブ総会を行う。国際ボランティアを中心に、業務の執行について決議や意見交換をすると共に、役員などの人事案件の承認、予算、決算の承認などを行う。

第6条 (所在地及び事務局)

大阪市北区南森町 2-2-15 エルセラーン化粧品 南森町ビルに置く。

第7条 (理事会の設置)

1%クラブに、業務の最高執行機関として理事会を置く。理事会の事務局は、1%クラブの事務局が兼務する。

第8条 (理事の構成・選任)

理事は、原則として1%クラブ代表が選任し、1%クラブの総会で承認を得る。代表理事、副代表理事には、原則として、それぞれ1%クラブ代表、副代表が就く。理事の定数は定めない。

第9条(理事会の職務・権限)

理事会は、次の職務を行う。

- ① 1%クラブの年次予算編成、中・長期計画の企画・立案
- ② 会員拡大など1%クラブの強化・充実
- ③ ボランティアの充実に繋がるエルセラーンビジネスの創意工夫
- ④ 規約の制定、変更および廃止

第10条(理事会の招集)

理事会は、原則として代表理事が招集する。理事会の招集のお知らせは、開催日の一週間前までに各理事に行う。

第11条(理事会の議長)

理事会の議長は、原則として理事の互選で決める。

第12条(理事会の決議)

理事会は、理事の3分の2以上の出席で成立し、決議は、出席理事の過半数の賛成をもって成立する。

第13条(理事会の議事録)

理事会の議事については、議事録を作成する。

出席した理事から、議事録署名人を2人選任する。議事録署名人は後日、議事録の内容を確認の上、疑義がなければ、署名または記名押印する。

第14条(設立年月日)

1%クラブの設立年月日は、1983(昭和58)年7月1日とする。

※規約改定 2017年10月3日
2019年7月3日
2019年12月3日
2020年9月3日